

住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。

証明書の種類	窓口に来る人	印鑑	本人確認書類	委任状
住民票	本人	○	○	×
	同一世帯員※ ¹			○
	別世帯の代理人			○
戸籍の謄本等	本人	○	○	×
	配偶者・直系血族※ ²			○
	配偶者・直系血族以外の代理人			○
印鑑登録証明書	本人又は代理人 (印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	×	○	×

※¹ 同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。

※² 直系血族…本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。

●本人確認書類

請求者等	本人確認書類	
1点で足りるもの(国もしくは地方公共団体の機関が発行した写真入りの身分証明書)	運転免許証 旅券 個人番号カード(マイナンバーカード) 住基カード(写真有) 在留カード 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	
2点必要となるもの	①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点	
	① 写真のない書類	・国民健康保険、健康保険、船員保険、もしくは介護保険の被保険者証 ・共済年金もしくは恩給の証書 ・国民年金、厚生年金保険、もしくは船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証・国民年金手帳・住基カード(写真無し) ・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
	② 写真入り書類	・学生証・法人が発行した身分証明書 ・国もしくは地方公共団体が発行した資格証明書

●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。(「委任状」の様式は問いません。住民課窓口にも置いてあります)

また、「マイナンバー記載の住民票」は本人が特別の請求をした場合にのみ交付されます。本人及びその同一世帯員以外からの交付請求があった場合には、委任状を持参したとしても窓口交付することができませんのでご注意ください。

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課窓口にお問い合わせください。

高山村地域づくり支援事業について

地域の活性化や潤いのある住み良い村づくり実現のため、行政区・各種団体が実施する地域づくり事業の経費の一部を助成します。

●補助金の対象

補助等の対象になる事業は、行政区・各種団体が実施する事業に対して助成します。

なお、行政区・各種団体ごとに限度額10万円で、年一事業とします。

●具体例

環境整備活動

花いっぱい活動 環境美化活動、停留所待合室の整備、ベンチの設置等

地域活性化活動

世代交流事業、イベント等の開催、行政区管理の神輿等の修繕等

●お問い合わせ先

高山村役場地域振興課
☎63・2111

令和2年度 村税等の納期について

令和2年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

また、年度の途中でも口座振替の申し込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課までご連絡ください。

令和2年度村税等納期一覧表

税目等	月別	担当課	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村 県 民 税	税務会計課				1期		2期		3期			4期		
固 定 資 産 税	税務会計課			1期		2期			3期			4期		
軽 自 動 車 税	税務会計課	全期												
国民健康保険税	税務会計課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	住民課					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
上下水道使用料	建設課			3・4月分		5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分
村営住宅使用料	建設課		毎月											
学校給食費	教育課		毎月											
納期限(振替日)			令和2年 4月30日	令和2年 6月1日	令和2年 6月30日	令和2年 7月31日	令和2年 8月31日	令和2年 9月30日	令和2年 11月2日	令和2年 11月30日	令和2年 12月25日	令和3年 2月1日	令和3年 3月1日	令和3年 3月31日

注意) 給料または年金等から特別徴収(天引き)される場合は、それぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせください。[代表電話 63-2111]

軽自動車税(種別割)の減免申請について

令和2年度の軽自動車税(種別割)の減免を申請する方は、次の書類をお持ちの上、高山村役場税務会計課へお越しください。

- 減免を希望する軽自動車の「自動車検査証」
- 「身体障害者手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」
- 「自立支援医療受給者証(精神通院)」
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみ
- 運転する方の「運転免許証」
- 印鑑
- 生計同一証明書(必要な方)

※高山村役場保健みらい課で申請および交付いたしますので、『軽自動車の車両番号がわかる書類・印鑑』をお持ちの上申請を行ってください。

申請期間は4月6日(月)から4月17日(金)までです。申請期間を過ぎると、減免を受けることができない場合があります。また、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。ご不明な点等がありましたら、高山村役場税務会計課軽自動車税担当(☎63-2111)までお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)について

令和2年度の軽自動車税(種別割)の口座振替をご利用の方へ送付する納税証明書(継続検査用)については、各金融機関からの納付情報を確認でき次第、**継続検査(車検)の必要がある車輛**のみ送付しますので大切に保管してください。

軽自動車税の名称に「種別割」が加わります

令和2年度の課税から「軽自動車税(種別割)」の名称で納税通知書等が送付されますのでご承知おきください。

令和元年10月1日に「自動車取得税」(県税)が廃止となり「軽自動車税(環境性能割)」(村税)が創設されました。この改正に伴い、軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」と「軽自動車税(環境性能割)」の2つで構成されることとなっております。

※「軽自動車税(種別割)」の税額につきましては、これまでの軽自動車税と変更はありません。

高校生の保護者の皆様へ ～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

- 対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者
- 期 間** 高等学校等を卒業するまでの間(3年間を

限度とします。)

- 金 額** 月額 5,000円
- 申請手続** 補助金交付申請書に必要事項を記入して、高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)を添付のうえ教育委員会に申請してください。
- 申請期限** 4月30日(木)
- お問い合わせ先** 教育委員会事務局 ☎63-3046

住宅リフォーム補助金の利用について

令和2年度の住宅リフォーム補助金を下記のとおり募集します。

なお、予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

- 受付期間** 令和2年4月1日～予算終了まで
- 補助対象** 個人住宅、併用住宅の個人住宅部分、空き家のリフォーム

- 補助条件** 村民であること、村内業者の施工、5年以上住宅を利用することなど
 - 補助金額** 工事費の20%(上限50万円)
 - そ の 他** 補助金申請前に工事を始めた場合は、補助対象外となります。
- ※詳細は役場建設課(☎63-2111)までお問い合わせください。

マイクロバス等借上料補助金の支給割合の見直しについて

平成25年4月から補助が始まりました各種団体における「マイクロバス等借上料補助金」について、今まで各種団体が、マイクロバス等を借り上げ支払った金額の80パーセント(ただし、最高150,000円を上限額)として支給して参りましたが、この度、村の行財政改革の一環により、令和2年4月より支給割合を80パーセン

トから50パーセントに引き下げて運用することになりました。

限られた財源の中での運用となりますので、村民皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら、役場総務課までお問い合わせください。 ☎63-2111

生ごみコンポスト容器・処理機購入費補助金について

村では、一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源の再利用意識の高揚を図り、焼却処理にかかる負荷軽減に寄与することを目的として、生ごみコンポスト容器または生ごみ処理機を購入した方に対し、購入費用の一部を補助しています。

- 対象容器** 土中の微生物の活動または生ごみ堆肥化促進剤等を利用して、生ごみを分解し堆肥化させるもので、平成28年4月1日以降に購入した容器が対象です。
- 対象処理機** 生ごみを乾燥、発酵、分解等により処理し、堆肥化または減量化することを目的とする電動

のもの。

ただし、生ごみを粉碎し下水処理等するディスポーザー方式等の機器は除きます。

- 対象者** 本村に住所を有する方(1世帯につき1基となります)
- 補助金額** 本体購入金額(消費税相当額を含む)の2分の1を補助します(容器の上限は3,000円、処理機の上限は20,000円)
- 申請方法** 役場住民課に領収書・印鑑・口座番号がわかるもの・保証書(処理機の場合)を持参してください。

人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますので、確認のうえ、ご利用ください。

< 補 助 制 度 の 概 要 >

1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

2 国民健康保険加入者(一般・退職)

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、または加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。

- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口で領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

《お問い合わせ先》 高山村役場住民課 ☎63-2111

※4月10日(金)は全国の「交通事故死ゼロを目指す日」
記録の残る昭和43年以降、毎日、交通事故死が発生しています。そこで、平成20年から国民一人ひとりに交通安全に対する意識を高めてもらうため、「交通事故死ゼロを目指す日」を設定しています。



4月～5月にかけて、入学シーズンや大型連休を迎え、車の動きが活発に変化します。運転者は子どもや高齢者の安全を守る運転をお願いします。家庭・地域では子どもや高齢者が出掛ける際には自動車等に注意するよう声掛けをしましょう。

令和2年『春の全国交通安全運動』が実施されます
子どもと高齢者の交通事故防止

高山村社会福祉協議会 在宅向け事業一覧表

●紙おむつ等給付事業

在宅療養者及び介護者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を図るため、紙おむつ等の給付を行います。

- ①利用対象者 要支援1以上の療養・療育中、または身体の不自由な方
- ②給付方法 おむつの種類を選択していただき、毎月、業者からご自宅に配達されます
- ③利用限度額 1カ月あたり、3,000円～5,000円(介護度により上限が異なります)

●寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅療養者である家庭の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するために、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

- ①給付対象者 要介護1以上の療養・療育中、または身体の不自由な方
- ②利用限度額 1カ月あたり、5,000円の利用券の支給(村が指定する業者でのみ使用可能)

●福祉有償運送サービス事業

自力では移動することが困難である方の移動手段として、福祉有償運送サービスを行います。

- ①利用対象者 要支援1以上の療養中、または身体の不自由な方
- ②利用料金 1kmあたり40円
- ③利用内容 通院や買い物時にご利用できます(要予約)
- ④利用区域 原則として、吾妻郡、沼田市、利根郡、渋川市とします

●福祉車両・車椅子の貸出事業

在宅療養者の生活上の利便性及び生活の質の向上をはかるため、福祉車両及び車椅子の貸出事業を行います。

- ①利用対象者 村内在住の方
- ②利用料金 福祉車両利用者は、返却時に車両の清掃及び使用燃料の実費負担とし、車椅子の貸出は、無料で6カ月以内とします(ただし他制度によって受給できる方は除きます)

●ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の支援

高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、昼食時の配食サービスを行います。

- ①配食対象者 ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯
- ②配食の方法 月～金曜日の希望する昼食時にご自宅にお弁当をお届けします
- ③利用料金 1食300円(利用者負担額)
- ④申し込み先 高山村保健みらい課(高山村保健福祉センター:63-1311)

なお、ご不明な点・ご相談等がありましたら、お気軽にご相談ください。

高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

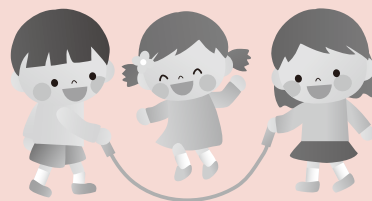
◎児童手当

①支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

③支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。

※認定請求に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・手当振込先の通帳(請求者名義)



●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届に必要な添付書類は認定請求と同様です。

◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

①支給対象者

- (1) 出産した者またはその配偶者で、その出産児を養育する者
- (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。)
- (3) (2)の要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者

②出産祝金の額

(1)第1子 200,000円 (2)第2子 300,000円 (3)第3子以降は500,000円



◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)

◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。(対象児童は、1年生～6年生までです。)

利用料は無料ですが、おやつ代(500円/月)は保護者の負担となります。

◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターを開設しています。同世代のお子さんをもつお母さん達でお気軽にご利用ください。

ご希望があれば食改推の方が昼食を用意していただきます。(1食100円)

また、保育所内において子育て支援センターを開設しています。

子育てについて、親が学び子どもとの絆を深めることを目的とし、月曜日から土曜日まで、相談員を配置し、子育ての悩み・子どもの発育等の相談に対応いたします。保育所の様子も見学できますので、仕事への復帰をお考えの方もお気軽にご利用ください。

お母さん同士の交流は「なごみ」・心配事相談は「保育所」と、用途に合った使い分けをしていただき、2カ所の「子育て支援センター」を、子育て支援アイテムの1つとして活用していただければ幸いです。

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、または保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、もしくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

- ・虐待かと思われる事
- ・育児での悩み事
- ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。

ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が特定不妊治療を受けた場合の治療費や高校3年生までの者のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

- 高山村保健みらい課(保健福祉センター) ☎63-1311
- 高山村保育所・児童館 ☎63-2812
- 児童相談所 ☎0570-064-000

令和2年度・令和3年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に1度見直すこととされています。令和2・3年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第1回定例会(令和2年2月10日開催)において議決され、次のとおり決定しました。

●保険料率

均等割額	所得割率	賦課限度額＜改正＞
43,600円	8.60%	<u>64万円</u> ※令和元年度は62万円

●均等割額の軽減

令和元年度の保険料の軽減措置は次のとおりでした。

軽 減 割 合	軽 減 該 当 条 件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します)
8割軽減 ^{※1}	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
8.5割軽減 ^{※1}	「基礎控除額(33万円)」以下
5割軽減	「基礎控除(33万円)+28万円×世帯の被保険者数」以下
2割軽減	「基礎控除(33万円)+51万円×世帯の被保険者数」以下



令和2年度は次のとおり変更となります。

軽 減 割 合	軽 減 該 当 条 件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します)
<u>7割軽減＜改正＞</u>	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
<u>7.75割軽減^{※1}＜改正＞</u>	「基礎控除額(33万円)」以下
<u>5割軽減＜改正＞</u>	「基礎控除(33万円)+ <u>28万5千円</u> ×世帯の被保険者数」以下
<u>2割軽減＜改正＞</u>	「基礎控除(33万円)+ <u>52万円</u> ×世帯の被保険者数」以下

※1 本来の軽減制度は7割軽減です。今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての方が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われています。

沼田方面の路線バスが延長されました

高山村から沼田市へ走る路線バスが、令和2年4月1日から運行経路を延長しました。今までの終点であった「沼田三軒屋」から先に延長され、**新たに4カ所の停留所で乗り降りが可能となりました。**

「沼田三軒屋」⇄「城堀川」⇄「上原町」⇄「利根沼田文化会館前」⇄「沼田市保健福祉センター前(終点)」

また、高山村から沼田市へ走る路線バスにおいては、フリーWi-Fiを試験導入しており、バス車内でも快

適に過ごせます。ぜひ便利になった路線バスをご利用ください。

- 沼田方面路線バスの延長に関する問い合わせ先
沼田市役所 企画政策課 ☎0278-23-2111
- 沼田方面路線バスの運行(時刻表・運賃など)に関する問い合わせ先
関越交通(株)沼田営業所 ☎0278-23-1111

総務省の行政相談とは？

●行政相談とは

総務省の行政相談は、国民の皆様からの国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度や運営の改善にいかすものです。

●行政相談の仕組み



●行政相談委員の活動

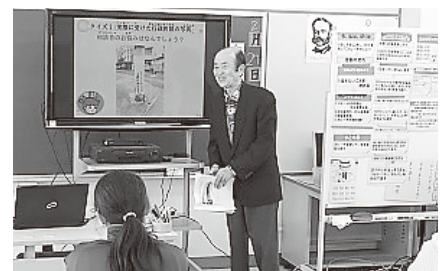
- 行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、各市区町村に配置され、地域住民からの相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを行っています。
- 市区役所・町村役場などで定例・巡回相談所等を開設し相談を受け付けているほか、自治会など地域の団体との行政相談懇談会や小中学校などで行政相談出前教室を開催しています。



市役所における定例相談所



地域の民生委員との行政相談懇談会



小学校での出前教室

（照会先）総務省行政相談センター きくみみ群馬（群馬行政監視行政相談センター）
住所：前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎6階 ☎027-221-1648

●高山村担当の行政相談委員の紹介及び行政相談開催日

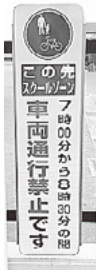


(戸室) 都筑 誠哉

開催日		開催時間	開設場所
月	日(曜日)		
4月	13日(月)	9:00 ~ 12:00	役場2階 会議室
6月	8日(月)		
8月	11日(火)		
12月	14日(月)		
2月	8日(月)		

※ 10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談所を開設する予定で、日程が決まりましたら別途お知らせいたします。

●群馬県における主な行政相談事案

相談の内容	対応結果
3姉妹の三女であるが、脳梗塞、認知症を患っている要介護5の次女を介護している。長女にも介護について負担してほしいので、その居場所を把握するために町役場に長女の戸籍の附票の写しを請求したが、妹には交付を受ける権利がないとして、拒まれた。	行政相談センターは、町役場に対して、住民基本台帳法では、権利の行使、義務の履行のために戸籍の附票を確認する必要がある者は、その写しを請求できるとされていること等を説明した。 その結果、町役場で再検討を行い、相談者に戸籍の附票の写しを交付することとなった。
町道の十字路で、脇から草が繁茂してガードレールを覆い、見通しが悪くなっている。過去に死亡事故もあった危険な場所なので、除草して、安全を確保してほしい。 	行政相談委員は、町役場に相談内容を連絡し、除草を依頼した。 その結果、町役場が自治会に連絡し、除草が行われた。 
朝の時間帯は車両の通行が禁止されているスクールゾーンにおいて、その旨を示す看板が壊れており、車が進入してきて危険な状態であるので、看板を修理してほしい。 	行政相談委員は、市役所支所に相談内容を連絡し、看板の修理を依頼した。 その結果、新しい看板が設置された。 

うららかな春の陽気の下、美しいカタクリの群生地を観察に十二ヶ岳へ行きませんか？ガイドボランティアが皆様をご案内します！

●開催日 令和2年4月18日(土)

●場所 十二ヶ岳(群馬県高山村十二ヶ岳登山道沿い)

●集合 道の駅中山盆地
午前8時30分受付開始
午前9時出発

●持ち物 登山のできる服装、飲み物、昼食

●参加費 無料

●募集人数 先着30名(定員になり次第、締切ります)

※保険は各自加入してください。

※一部登山道があるため、体力に合わせてご参加ください。

●お問い合わせ先
高山村ガイドボランティア事務局(地域おこし支援隊)
野口 ☎090・8090・0593

十二ヶ岳カタクリ
登山参加者募集

入札結果の公表(第5回)

令和2年2月20日までに執行した入札結果を公表します。

No.	工事・業務名等	入札参加者	第1回 (金額:円)	第2回 (金額:円)	第3回 (金額:円)	応札率	落札業者
1	入札執行日 令和元年12月24日 工事名 令和元年度 県単独事業 林道障子岩線 改良工事 工事場所 高山村大字尻高地内 予定価格 5,700,000円 最低制限価格 5,190,000円 事業担当課 農林課 落札率 100.00% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	5,980,000	5,750,000		100.88%	
		2 ㈲ OHKI	5,960,000	5,730,000		100.53%	
		3 榊飯塚土木	6,050,000	5,750,000		100.88%	
		4 榊平形土建	5,940,000	5,730,000		100.53%	
		5 榊若月工務店	5,890,000	5,780,000		101.40%	
		6 榊新光建設	6,000,000	5,760,000		101.05%	
		7 ㈲大洲工務店	5,850,000	5,700,000		100.00%	○
2	入札執行日 令和元年12月24日 工事名 令和元年度 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 荒廃した里山 平地林の整備 竹林・森林整備 樹種転換前提全伐 工事場所 高山村地内 予定価格 9,099,000円 最低制限価格 8,010,000円 事業担当課 農林課 落札率 99.90% 入札方式 指名競争入札	1 利根沼田森林組合	9,120,000			100.23%	
		2 吾妻森林組合	9,090,000			99.90%	○
		3 渋川広域森林組合	9,130,000			100.34%	
3	入札執行日 令和2年1月31日 業務名 令和元年度 国庫補助事業 村道大谷地線(前原橋工区)橋梁補修工事 工事場所 高山村大字中山地内 予定価格 17,950,000円 最低制限価格 15,580,000円 事業担当課 建設課 落札率 96.94% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	17,400,000			96.94%	○
		2 宮崎工務店(株)	17,850,000			99.44%	
		3 南波建設(株)	17,650,000			98.33%	
		4 池原工業(株)	17,900,000			99.72%	
		5 榊千島工務店	17,750,000			98.89%	
		6 齊藤工業(株)	17,500,000			97.49%	
		7 榊平形土建	17,600,000			98.05%	
4	入札執行日 令和2年1月31日 工事名 国庫補助事業 令和元年災害復旧工事 村道権現線 道路復旧工事 工事場所 高山村大字中山地内 予定価格 16,860,000円 最低制限価格 14,840,000円 事業担当課 建設課 落札率 97.66% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	16,700,000			99.05%	
		2 ㈲ OHKI	16,650,000			98.75%	
		3 榊飯塚土木	16,700,000			99.05%	
		4 榊平形土建	16,500,000			97.86%	○
		5 榊若月工務店	16,750,000			99.35%	
		6 榊新光建設	16,850,000			99.94%	
		7 ㈲大洲工務店	16,800,000			99.64%	
5	入札執行日 令和2年1月31日 工事名 国庫補助事業 令和元年災害復旧工事 村道様ノ木沢線 道路復旧工事 工事場所 高山村大字尻高地内 予定価格 17,280,000円 最低制限価格 15,210,000円 事業担当課 建設課 落札率 99.83% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	17,400,000			100.69%	
		2 ㈲ OHKI	17,250,000			99.83%	○
		3 榊飯塚土木	17,420,000			100.81%	
		4 榊平形土建	17,400,000			100.69%	
		5 榊若月工務店	17,300,000			100.12%	
		6 榊新光建設	17,350,000			100.41%	
		7 ㈲大洲工務店	17,300,000			100.12%	
6	入札執行日 令和2年1月31日 工事名 国庫補助事業 令和元年災害復旧工事 関田北山線 道路復旧工事 工事場所 高山村大字尻高地内 予定価格 3,880,000円 最低制限価格 なし 事業担当課 建設課 落札率 99.23% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	3,900,000			100.52%	
		2 ㈲ OHKI	3,910,000			100.77%	
		3 榊飯塚土木	3,930,000			101.29%	
		4 榊平形土建	3,920,000			101.03%	
		5 榊若月工務店	3,850,000			99.23%	○
		6 榊新光建設	3,900,000			100.52%	
		7 ㈲大洲工務店	3,880,000			100.00%	
7	入札執行日 令和2年1月31日 工事名 令和元年度 水源林造林事業 第2大トマ団地 作業道補修工事 工事場所 高山村大字中山地内 予定価格 3,766,200円 最低制限価格 なし 事業担当課 農林課 落札率 97.98% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	3,800,000			100.90%	
		2 ㈲ OHKI	3,780,000			100.37%	
		3 榊飯塚土木	3,740,000			99.30%	
		4 榊平形土建	3,750,000			99.57%	
		5 榊若月工務店	3,800,000			100.90%	
		6 榊新光建設	3,690,000			97.98%	○
		7 ㈲大洲工務店	3,790,000			100.63%	
8	入札執行日 令和2年2月20日 工事名 令和元年度 村単独事業 村道東五嶺線 横断側溝・集水樹設置工事 工事場所 高山村大字中山地内 予定価格 2,580,000円 最低制限価格 なし 事業担当課 建設課 落札率 99.61% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	2,650,000			102.71%	
		2 ㈲ OHKI	2,570,000			99.61%	○
		3 榊飯塚土木	2,600,000			100.78%	
		4 榊平形土建	2,600,000			100.78%	
		5 榊若月工務店	2,700,000			104.65%	
		6 榊新光建設	2,680,000			103.88%	
		7 ㈲大洲工務店	2,670,000			103.49%	
9	入札執行日 令和2年2月20日 工事名 令和元年度 林道災害復旧事業 火の口線 工事場所 高山村大字尻高地内 予定価格 2,880,000円 最低制限価格 なし 事業担当課 農林課 落札率 98.96% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	3,100,000	2,950,000		102.43%	
		2 ㈲ OHKI	3,120,000	2,910,000		101.04%	
		3 榊飯塚土木	3,100,000	2,900,000		100.69%	
		4 榊平形土建	3,050,000	2,930,000		101.74%	
		5 榊若月工務店	3,000,000	2,850,000		98.96%	○
		6 榊新光建設	3,050,000	2,880,000		100.00%	
		7 ㈲大洲工務店	3,080,000	2,900,000		100.69%	
10	入札執行日 令和2年2月20日 工事名 令和元年度 林道災害復旧事業 北山本線 工事場所 高山村地内 予定価格 10,550,000円 最低制限価格 9,240,000円 事業担当課 農林課 落札率 99.53% 入札方式 指名競争入札	1 榊須藤工務店	10,500,000			99.53%	○
		2 ㈲ OHKI	10,680,000			101.23%	
		3 榊飯塚土木	10,600,000			100.47%	
		4 榊平形土建	10,800,000			102.37%	
		5 榊若月工務店	10,700,000			101.42%	
		6 榊新光建設	10,750,000			101.90%	
		7 ㈲大洲工務店	10,650,000			100.95%	

人口と世帯数 (3月1日現在)

人口	3,587人	(－ 4)
男	1,794人	(－ 4)
女	1,793人	(± 0)
世帯数	1,421世帯	(± 0)

※()内は、前月との比較

(令和2年2月13日から
令和2年3月15日までの
高山村役場届出)
※敬称略



納税等 ★印が4月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			★				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●



税金は 社会を支える あなたの会費

健康ガイド

4月の当番医予定表

※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。
※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。
※在宅待機のため、原則として往診は致しません。 ※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

日 科	内 科	外 科	休日夜間当番病院
5日 (日)	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711
12日 (日)	けんもち医院 中之条町(75)5155	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011
19日 (日)	後藤医院 中之条町(75)2230	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711	原町赤十字病院 東吾妻町(68)2711

日 科	内 科	外 科	休日夜間当番病院
26日 (日)	小池医院 東吾妻町(67)2030	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011	吾妻さくら病院 中之条町(75)3011
29日 (水)	吾妻脳外循環科 東吾妻町(68)5211	西吾妻福祉病院 長野原町(83)7111	西吾妻福祉病院 長野原町(83)7111